平成２８年（フ）第６６号
相模原市南区相南１丁目２番76―509号
債務者　小川　久子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７２号
相模原市南区上鶴間１丁目４番25号　プラムシティⅢ210
債務者　奥谷　　功
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９５号
神奈川県座間市入谷１丁目3379番地の２　サウスコトー102号
債務者　神田めぐみ（旧姓岡下）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第９７号
相模原市南区相南３丁目38番22号　サンパレス相南201
債務者　桑原　賢介
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８８号
大阪府大東市諸福２丁目２番12号
債務者　中川　直樹
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８号
大阪府門真市本町12番13号　ロータリーマンション西三荘207号
債務者　齋藤運送こと齋藤薫こと　齋**藤**　　薫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７７号
大阪府八尾市東山本新町１丁目２番19―102号、前住所大阪府柏原市大県４丁目18番29号
債務者　服部　一弘
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４０号
大阪市西淀川区姫里１丁目３番30号グランディール姫島208号室
債務者　吉田　君隆
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９号
大阪府守口市大久保町４丁目34番14号
債務者　亀田　久美（旧姓狗巻）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９０号
大阪市天王寺区四天王寺１丁目７番15―803号、前住所大阪市天王寺区城南寺町５番２―304号
債務者　坂賀　浩樹
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１３号
大阪市東住吉区矢田２丁目17番３―302号
債務者　南　　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４１号
大阪市北区本庄西３丁目８番９―701号
債務者　濵田　智恵
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１０号
大阪府吹田市片山町４丁目40番16―702号、前住所大阪府東大阪市稲葉１丁目５番11―227号
債務者　**今**津　勝也
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２７３号
大阪府大東市南新田１丁目22番106号
債務者　木村眞理子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８１号
大阪府枚方市宮之阪４丁目44番７―202号
債務者　上田　ユカ（旧姓諸見）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８７号
大阪府枚方市東香里南町29番11号
債務者　中尾　章二
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８８号
大阪府枚方市東香里南町29番11号
債務者　中尾　優美（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部